

農商工連携等による被災地等復興支援事業
<農商工等連携事業・異分野連携事業・地域資源活用事業・
ものづくり基盤技術活用事業>

(平成24年1月5日時点)

- Q. 本事業については、連携体による応募と説明があったが、地域資源活用については、単独での応募は可能か。
- A. 貴見のとおりである。地域資源活用については、中小企業地域資源活用促進法の事業計画認定においても単独で行うことができる。被災地企業を連携体として構築する応募についても可能である。
- Q. 本事業については、機械装置費等が認められているが、総額に対する割合、上限などの制約はあるのか。
- A. 総額に対する割合、上限などは、特段設定していない。極端な場合、費目が機械装置費等で応募することも可能である。しかし、これから審査に入る段階で、他の科目の明記がなく、機械装置費等一つの科目で応募された場合、事業計画をどのように記載していくか熟慮していただきたい。
- Q. 人件費の算出方法について、内部の社員を担当者とする場合、単価計算をどのように算出すればよいか。
- A. 人件費の算出方法は、内部の社員であれば、前年度の給与実績に年間の総労働日数、1日あたりの所定労働時間でわれば時間単価がでてくる。実際、従業員等に給与を支払っている実績があるわけだから、総額は明確となっており、時間単価は出しやすい。
- Q. 連携体に同族会社をいれたり、又は同族会社だけで連携体としてもよいか。
- A. みなし大企業ではなく、中小企業の範囲であり、かつ、同族会社を連携体にいれ、補助対象者とすることは可能。なお、同族会社だけで連携体を構築することは可能であるが、そこに同族会社だけではなくてはならない必要性や整合性、事業の役割分担等が明確である必要があると考える。
- Q. 機械装置等の経費明細について、公募段階で見積金額、見積合せは必要か。
- A. 公募の段階では必要はない。ただし、実勢価格とかけ離れた金額は記載しないようにしていただきたい。
- Q. 補助率は、補助対象経費の10/10以内とあるが、一部の負担の場合もあるのか。また、商工会連合会が会員等の新製品の販路開拓などの場を設定するため応募することは可能か。

A. 本補助金額は、3000万円を上限としている。補助率は10/10以内であり、応募状況、予算状況等により必ずしも補助率10/10にならないこともあるため、事業者の一部負担の場合もある。

また、商工会連合会は、各法の中小企業に該当しないため、申請することはできない。商工会連合会が会員等の新製品の販路開拓などの場を設定するための事業であるならば、中小企業の協働による国内外販路開拓事業を応募いただいた方がよいのではないかと考えている。

Q. 機械装置等を購入する場合、機械等一式と明記してもよいのか。

A. 審査の段階で事業計画の詳細が明記されていないと判断されることもあり得るので、一式とはしないで、機器の分類など、ある程度までは購入したい機器を記入された方がよい。

Q. NPO法人は、補助事業者として対象となるのか。

A. 他に連携体に参画者がいて、かつ、補助対象事業者以外の連携参加者として事業に加わるのはよい。NPO法人は、中小企業の範疇には入らないので、代表者としての申請はできない。（なお、中小企業の協働による国内外販路開拓事業については、補助事業者として申請が可能である。）

一方、NPO法人が協力者として参加することは可能である。

Q. 事業スタートはいつ頃からできるのか。

A. 公募期間が1月20日で終了し、それから審査の手続きに入ることになる。審査は、応募件数によってその期間が変動することから、現時点では、詳細な日程をお示しすることができない状況であるが、概ね3月からの実施ではないかと考えている。

Q. 現在、補助事業で研究開発を進めている。補助事業の対象となった試作品開発でも対象となるのか。

A. 他の補助事業で製作した試作品をそのまま販路開拓する場合は、対象とはならない。ただし、他の補助金で製作した試作品等にさらに改良を加え、新しい商品として試作品の開発にステップする場合は対象となる。

一方、同時期に2以上の補助金の交付を受けることは、経理や事業内容の区別を明確にしておく必要があることに注意していただきたい。

Q. 農業生産法人として応募して、食品の加工製造を実施したいと考えている。農商工等連携事業には、中小企業者として応募することは可能か。

A. 可能である。公募要領P1②にあるとおり、農商工等連携事業の場合の中小企業者は、“農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における中小企業者”となっているため、中小企業者として申請することが可能である。その場合、他の農林漁業者と連携して応募する必要がある。

Q. 中小企業者との連携が前提となるのか。みなし大企業、大企業との連携は認められないのか。

A. 中小企業者との連携が前提となるのは、異分野連携事業及びものづくり基盤技術活用事業である。ただし、二者以上の中小企業者の連携に、大企業を加えることは可能である。

地域資源活用事業については、中小企業者との連携を前提としないが、連携することも可能である。また、連携の相手方は中小企業に限らず、みなし大企業、大企業についても認められる。

農商工等連携事業については、連携の相手方である農林漁業者は、みなし大企業、大企業であっても構わない。

なお、いずれの場合においても、みなし大企業、大企業は補助金の対象とはならない。

Q. 現在、ある程度製品は完成しているが、コスト面での課題が残っている。このような製品の開発も対象となるのか。

A. 試作開発途中であれば、対象となる。

Q. 取引先を対象としたモニター調査は対象となるか。

A. 展示会等でのアンケート調査実施等は認められるが、謝金等は、認められない。

Q. 展示即売会での販売、広告に販売価格の掲載等、販売することは可能なのか。

A. 対象は試作開発と販路開拓であり、展示即売会での販売は認められない。また、広告での販売価格の掲載は“販売”につながる行為なので認められない。アンケート調査するために参考価格として掲載するにとどめて欲しい。

Q. 機械装置費等費では、機械等を設置するための場所の修繕、環境整備も対象となるのか。

A. 新商品開発のための機械装置等の費用を想定している。原則、場所の修繕、環境整備は対象とならない。

Q. 連携者が補助金を申請しない場合は、応募申請書類は必要ないのか。

A. 「別紙1 申請者概要」は必要である。

Q. 現在進行形の開発商品でも補助対象となるか。

A. 試作開発途中であれば対象となる。ただし、交付決定前の経費は対象とならない。

その場合、これまでの経緯、商品開発の状況等が分かるように応募書類に記載いただきたい。

Q. 本事業の経費が1億円となる場合はどうなるのか。また、現在使用している機械を別の場所に設置する場合の経費は認められるのか。

A. 本事業の補助金額上限は3,000万円である。それ以上の経費については自己負担

となる。また、機械装置の移設については、本事業の試作開発に必要な機械であり、移設する必要性があれば、対象とできる。

Q. 他の補助金への申請状況について記載は具体的にどこまで記述する必要があるのか。

A. 事業名称、事業主体（補助金の出元）、補助・委託金額、事業期間及び事業内容等を簡潔に記載してほしい。

Q. 本事業で開発した商品に販売先として大企業（大手メーカー）を想定している。大企業への販売は可能か。

A. 大企業に販売を行うことは可能であるが、本事業では販売を行う行為は認められない。しかしながら、新たな販路として、大企業を想定して商品を開発することは問題ない。

Q. 応募手続き等の概要の「通知」の中に必要に応じてその内容・信ぴょう性が確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）を提出するとなっているが必要か。

A. 応募段階では提出する必要はないが、採択後に実施する補助金説明会で必要の有無を改めて説明することとしたい。

Q. 役員の人件費は、補助対象となるか。

A. 原則、社員（職員）を対象としている。

Q. 個人事業主の決算関係書類とはどのようなものか。

A. 税務申告書の写しを提出することで決算関係書類にかわるものと判断したい。

Q. 人件費単価の算出に健保等級表を使用できないか。

A. 本事業では、人件費単価の算出は健保等級表を使用せず、原則、直近1年間の給与実績を基に単価の算出をしていただくこととなる。

Q. 地域資源活用プログラムの認定事業者であるが、本事業を行うことは可能か。

A. 地域資源の認定事業者であっても、本事業における事業内容が、当該認定事業と重複していなければ、応募することは可能。なお、本事業は法認定を必要とはしていない。

Q. 有限責任事業組合（LLP）は、事業主体として補助対象となるか。

A. LLPは、各法においてそれぞれ定義されている中小企業者に該当しないため、補助対象とはならない。

Q. テスト販売を行うことは可能か。

A. 販売は補助対象外である。展示会での販路開拓までの費用は、対象となる。

Q. 委員会を設置しなければいけないか。

A. 委員会設置は、義務ではない。必要に応じて開催いただきたい。

Q. NPO法人や社会福祉法人は、対象になるか。

A. NPO法人や社会福祉法人は、対象とならない。ただし、他に連携参加者があり、その他に補助対象外の連携体として参加することは可能である。

Q. グループ会社（親・子会社）は連携体として、対象となるか。また、連携体企業との取引（原材料発注等）は対象となるか。

A. 大企業・みなし大企業は、連携体に入れてもよいが、補助金対象とはならない。

また、連携体企業との取引（原材料発注等）については、補助対象者間であるとする
と認められない。

Q. 連携体の数を増加または、減少することは可能か。例えば申請時5社→採択後8社へ。

A. 連携体の参加者の増加または減少は、事業そのものの変更となる可能性があり、原則認められない。ただし、事業を進めるうえではさまざまな問題も生じてくることが予想されるので、その際には全国中央会に相談してもらいたい。

Q. 直接人件費とは。

A. 本事業（新商品開発、販路開拓）に直接関わった人に対する部分（時間）の人件費をいう。本事業に関係のない部分（他業務を行った時間、本会に申請する書類の作成に要した時間、本会との調整に要した時間など）は、対象外である。

Q. 決算書は、連携体すべての企業分が必要か。

A. 全企業分が必要である。

以 上